

# 宝塚市妊婦健康診査費助成制度について

令和3年(2021年)度版

宝塚市では妊婦健康診査費1回あたり、5,000円を上限に12回、13,000円を上限に2回分まで助成しています。

妊娠届出と同時に助成券の交付申請を行う。(申請者の身分証明書が必要です。)  
申請窓口: 宝塚市立健康センター・市役所窓口サービス課・各サービスセンター・サービスステーション  
他市で母子健康手帳の交付を受け、宝塚市へ転入された方は、母子健康手帳を持参の上、健康センターで申請を行ってください。助成券は後日郵送となります。

**助成券の当日交付**  
宝塚市立健康センターにおいて、妊婦本人が妊娠届け出を提出された場合は、助成券を即日交付します。身分証明書が必要です。(代理人が提出の場合は、後日交付となります)

**助成券の後日交付(郵送)**  
①宝塚市立健康センター以外で、妊娠届け出を提出された場合、又は、②妊娠途中の転入の場合は、申請から約1週間後に健康センターから助成券を発送します。

兵庫県内の医療機関・助産所で受診  
(助成券による助成: 助成券が使用できます)

兵庫県外の医療機関・助産所で受診  
(還付による助成: 助成券が使用できません)

※1

医療機関等へ助成券を提出  
(5,000円又は13,000円を超過した分は、ご負担ください)

妊婦健康診査費を支払い  
領収証を保管

・助成券を全て使用した場合  
・助成券を使用せずに受けた妊婦健康診査受診分がない場合

助成終了

最終の受診後  
助成券が残り  
助成券を使用せずに受けた妊婦健康診査費の領収証がある場合

助成券と還付助成申請書等(※2)を健康センターへ提出

最終の妊婦健康診査受診後  
助成券と還付助成申請書等(※2)を健康センターへ提出

申請受付月の翌月末までに指定口座に助成金が振り込まれます  
(翌月下旬までに振込み通知書を送付)

※1 兵庫県内であっても、一部助成券を使用できない医療機関等がありますので、あらかじめ医療機関等にご確認下さい。

※2 申請書のほかに、領収証(原本)・母子健康手帳の「妊娠中の経過」の頁のコピー(記載のない健診日分は医療機関発行の明細書)の添付が必要です。